

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第34条の規定に基づき、教職員が商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体等に従事しようとする場合、その基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 教職員は兼業を行おうとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼業先における職務が、本学の事業活動と利益相反する関係にないこと。ただし、第5条第2号及び同条第6号で定める兼業において、理事長が認めたときは、この限りでない。
- (2) 兼業を行うことにより心身に疲労を及ぼし、本務遂行に支障が生じないこと。
- (3) 兼業先との間において、物品購入及び工事契約等契約関係その他特別な利害関係（以下「特別な利害関係等」という。）がないこと。ただし、第5条第2号及び同条第6号で定める兼業において、理事長が認めたときは、この限りでない。
- (4) 兼業先における経営上の責任者にならないこと。ただし、第5条第2号及び同条第6号で定める兼業において、理事長が認めたときは、この限りでない。
- (5) その他本学教職員としての信用を失墜し、又は本学全体の不名誉となる事態を生じないこと。

(用語の意義)

第3条 この規程において教員とは、就業規則第2条第2項の教職員をいう。

2 この規程において職員とは、就業規則第2条第3項の教職員をいう。

3 この規程において技術移転事業者とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。）を実施する者をいう。

- 4 この規程において研究成果活用企業とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、教員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施する者をいう。

第2章 教員

（教員の兼業）

第4条 この規程において教員の兼業とは、報酬の有無にかかわらず、次の各号に掲げる職を兼ねる場合をいう。

- (1) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて行う講義、講演その他これらに準ずる発表を行う職
- (2) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学法人、公益法人若しくは法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職
- (3) 法律、政令、条例等により、国又は地方公共団体の行政機関に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職、これに準ずる非常勤の職又は当該機関に必要な応じて置かれている職
- (4) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の職又はその事業の職
- (5) 教員が自己の名義で、営利企業を営む職（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。）
- (6) その他理事長が必要と認めた職

（営利企業の役員兼業）

第5条 営利企業の役員兼業は、原則として許可しない。ただし、次に掲げる役員兼業については、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 技術移転事業者の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員等（以下「役員等」という。）を兼ねる場合（以下「技術移転兼業」という。）
- (2) 研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合（以下「研究成果活用兼業」という。）
- (3) 株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役を兼ねる場合（以下「監査役兼業」という。）
- (4) 株式会社の社外取締役を兼ねる場合
- (5) 本学の教育研究活動と密接に連携を行う営利企業において、その活動を支援するために当該営利企業の役員を兼ねる場合

(6) 無報酬で営利企業の役員を兼ねる場合

(自営の兼業)

第 6 条 自営の兼業は、原則として許可しない。ただし、次に掲げる自営の兼業は、勤務時間外における場合に限り、理事長の許可を受けて従事することができる。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営業を行う場合。ただし、小規模なものについては、この限りでない。

(2) 家業を譲渡され、継続する場合。ただし、客観的に営利を主目的とすると判断される大規模農業等を営む場合は許可しない。

(技術移転兼業)

第 7 条 理事長の許可を受けて技術移転兼業を行う教員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を 1 年ごとに理事長に報告しなければならない。

(1) 氏名、所属及び職名

(2) 技術移転事業者の名称

(3) 技術移転事業者の役員等としての職務内容

(4) 技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等

(5) 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

2 理事長は、技術移転兼業の終了した日から 2 年間は、当該技術移転兼業に従事した教員を、当該技術移転事業者との間に、特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

(研究成果活用兼業)

第 8 条 理事長の許可を受けて研究成果活用兼業を行う教員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を 1 年ごとに理事長に報告しなければならない。

(1) 氏名、所属及び職名

(2) 研究成果活用企業の名称

(3) 研究成果活用企業の役員等としての職務内容

(4) 研究成果活用企業の役員等として職務に従事した日時等

(5) 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

2 理事長は、研究成果活用兼業の終了した日から 2 年間は、当該研究成果活用兼業に従

事した教員を、当該研究成果活用企業との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

(監査役兼業等)

第9条 理事長の許可を受けて第5条第3号から第6号までの規定に基づく兼業を行う教員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 株式会社等又は営利企業の名称
- (3) 株式会社等又は営利企業における職名及び当該職に従事した日時等
- (4) 株式会社等又は営利企業から受領した報酬及び金銭、物品その他財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

2 理事長は、第5条第3号から第6号までの規定に基づく兼業の終了した日から2年間は、当該兼業に従事した教員を、当該株式会社等又は営利企業との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

(営利企業の兼業)

第10条 営利企業の兼業は、当該教員の職務に密接な関連があり、法人の公共的・社会的役割を全うする上で必要と認められる職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合で、次に掲げる兼業を除き、これを許可しない。

- (1) 公的な要素が強く、事業内容が営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- (2) 法人以外の機関が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で、従業員教育又は社会教育の一環として考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び研究開発をいい、技術の開発を含む。）に従事する場合
- (5) 公益性が強く、法令等で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合

(8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

(9) その他理事長が必要と認める場合

2 大学等の入学試験の準備を目的として設置若しくは開講されている予備校又はこれに類する教室、塾等の講師等としての講義を行う場合は、これを許可しない。

(許可期間)

第11条 教員の兼業を許可する期間は、原則1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

第3章 職員

(職員の兼業)

第12条 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、職員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことについては、理事長は、その職員の占めている職務と当該営利企業との間に、特別な利害関係等又はその発生のおそれがなく、かつ営利企業に従事しても、職務遂行に支障がないと認める場合、その他法人の規則等に反しないと認める場合のほかはこれを許可しない。

2 前項の規定は、職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の役員、職員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他業務若しくは事務に従事する場合（地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条に定める特別職に属する職、国家公務員の職、地方公共団体の公務員の職、又は公共企業体の職にあわせて就く場合を含む。）の理事長の許可について準用する。

第4章 兼業の手続き等

(許可の申請)

第13条 第4条から第10条まで及び第12条の規定により許可を受けようとする教職員は、あらかじめ兼業許可申請書（様式第1号）を理事長へ提出しなければならない。

2 理事長は、前項の兼業許可申請書につき兼業許可、兼業不許可を決定しその旨の通知書（様式第2号）を交付する。

(勤務時間の取扱い)

第14条 兼業の従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、勤務時間をさいて兼業に従事することができるものとする。

3 前項の規定により勤務時間をさいて兼業に従事した時間については、給与を減額する。
ただし、当該兼業が本学の業務運営に資する場合又は兼業する教職員の職務と密接に関連し職務に資する場合並びにこれに準ずる場合で理事長が認める場合はこの限りでない。

4 第2項の規程により勤務時間をさくことについて理事長の承認を求める場合は、兼業許可申請書中に「勤務時間をさくことについての承認をあわせて申請する。」旨を書き添え、そのさく時間数を明記しなければならない。

(許可の取消し等)

第15条 理事長は、この規程により従事した兼業について、その許可をした事項の全部又は一部の存続が、その教職員の職務遂行上適当でないと認めるときは、その許可の全部又は一部につき、これを取り消すことができる。

(事業の報告)

第16条 理事長は、必要に応じて、許可を与えた教員に対して、兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

兼業許可申請書

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 様

所属

職名

氏名

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員兼業規程第13条の規定に基づき、下記のとおり職務以外に従事することについて許可願いたいので、申請します。

記

- 1 従事しようとする営利企業その他の団体等の名称
- 2 上記団体等の所在地
- 3 上記団体等の主な事業内容
- 4 従事する地位及びその内容
- 5 従事する期間
- 6 上記従事する期間において、勤務時間をさく時間数
- 7 報酬及びその他財産上の利益の有無（実費弁償を除く。見込額可）
- 8 上記団体等との特別な利害関係等の有無

兼業許可通知書

職名

氏名

年 月 日に申請のあった
これを許可する。

に従事することについては次の条件を付して

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長

記

- 1 申請のあった事実が事実と相違していると認めるとき又は職務遂行上支障があると認めるときはその許可を取り消すものとする。

兼業不許可通知書

職名

氏名

年 月 日に $\left(\begin{array}{l} \text{申請のあった} \\ \text{許可した} \end{array} \right)$ に従事することについて、
次の理由でこれを $\left(\begin{array}{l} \text{許可しない。} \\ \text{取り消す。} \end{array} \right)$

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 印

【理由】